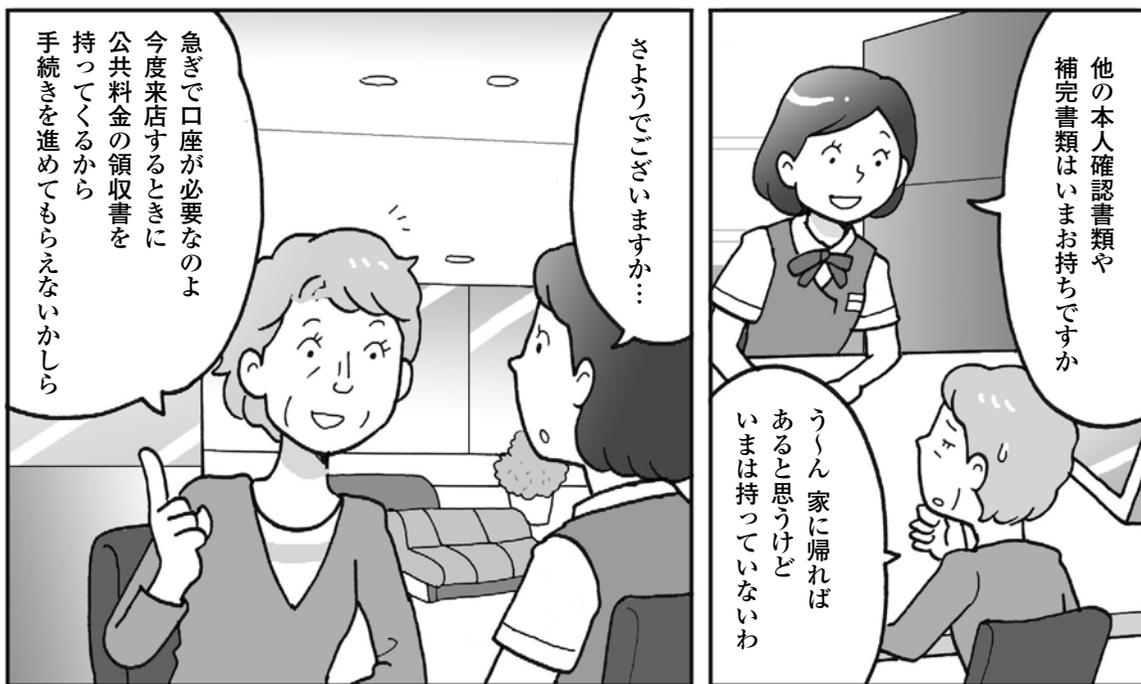




●追加で行う主な確認方法

- ①住民票の写しなど他の本人確認書類（顔写真のないもの）の提示
- ②現住所が記載された公共料金の領収書などの補完書類の提示
- ③当該取引にかかる文書を書留郵便により転送不要郵便として送付・到達

このような確認が必要になります



ケース1 本人確認書類として健康保険証を提示された

